

第3回国語分科会国語課題検討小委員会・議事録

平成24年6月22日（金）
10時00分～11時55分
文化庁・特別会議室

〔出席者〕

（委員）林主査，内田副主査，井田，岩澤，影山，鈴木（一），鈴木（泰），関根，出久根，東倉，納屋各委員（計11名）
（文部科学省・文化庁）早川国語課長，氏原主任国語調査官，小松国語課課長補佐
ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 第2回国語分科会国語課題検討小委員会・議事録（案）
- 2 「公用文の作成に関するアンケート」の結果について
- 3 「公用文作成の要領」の見直しに関わる論点の整理

〔参考資料〕

- 1 戦後の公用文改善の取組について（概要）
- 2 公用文作成の要領（公用文改善の趣旨徹底について）
- 3 「法文口語化の実現」（『復刻 文化庁国語シリーズ VII 表現・表記』教育出版株式会社，昭和49年3月）から一部抜粋）

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認があった。
- 2 前回の議事録（案）が確認された。
- 3 前回の国語課題検討小委員会で設置することが了承されていたワーキンググループについては，林主査から，ワーキンググループといった公式的なものでなく，国語課題検討小委員会に提案する原案を主査・副主査で整理するときに手伝っていただく打合せ会として開催すること，また打合せ会のメンバーは，主査，副主査に加え，井田，岩澤，関根，納屋各委員の計6名で構成すること，の2点が報告された。
- 4 事務局から配布資料2，3と，参考資料3についての説明があり，説明に対する質疑応答の後，配布資料3の論点1，論点2，論点3の順に自由な意見交換を行った。
- 5 次回の国語課題検討小委員会は，7月13日（金）午前10時から12時まで文化庁・特別会議室にて開催することが確認された。また，今回は，前期の「意見のまとめ」のうち「常用漢字表の手当てについて」をテーマに協議することが併せて確認された。
- 6 質疑応答及び意見交換における各委員の意見は次のとおりである。

○林主査

ただ今の氏原主任国語調査官の御説明に対して，御質問等ございますでしょうか。

こういうアンケートはすごいですね，回収率100%。こういうアンケートはめったにお目に掛からないですね。しかも，本当にしっかり内容を踏まえて，きちっとした回答を

してくれていると思いますので、かなり実態と担当者の考え方や意識というのが、これで把握できるのではないかなという感じがいたします。

御質問等はありませんか。(→ 挙手なし。)

それでは、本日の協議に入らせていただきますが、ただ今の御説明を受けて、配布資料2を参考にさせていただきながら、配布資料3に整理していただいております論点ごとに、御意見を伺いたいと思います。

先ほど御報告申し上げました打合せ会でも、この場で出される御意見を基に、これからの進め方を相談するという事になってまいりますので、どうぞ遠慮な^{たん}らずに、忌憚のないところを伺わせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

まず論点1、これは前回、岩澤委員からも御指摘がありましたように、やはり社会的な要請というものをしっかり踏まえていく必要があるということで、見直すとすれば、その必要性はどういうところにあるか、それを6項目ぐらいにまとめていただいております。ただ今のアンケートの結果を見て、見直しの必要性の明確化という点で御意見、あるいは御感想でも構いませんが、何かお考えになるところ、お感じになるところがありましたら伺わせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○鈴木(泰)委員

実は、私、前回、休んで、議論に参加せずに失礼いたしました。皆さんの議事録だけは拝見したんですが、さっと拝見したのでよく分からないところがあるので、もしそのようなことについておっしゃっている方があったら、お教えいただきたいんです。1番、2番にわたってもよろしいですか。1の(2)ですね。現実に関わなくなっている部分の改定というお話が出ていたようですが、具体的には、どういうところが現実に関わなくなっているということだったのでしょうか。

また、アンケートの方でも現実に関わなくなっているというのが入っているんですが、それはどのようなことを想定して、現実に関わなくなっていると言っているのか、がちょっと分からないんです。

○林主査

これにつきましては、事務局をお願いいたします。

○氏原主任国語調査官

前回の議事録の中にもそのような御発言があるんですけども、前期からずっとこれについては、継続して議論してきているわけです。「公用文作成の要領」自体は、先ほども申し上げたんですが、昭和26年の10月30日に当時の国語審議会が作成したものなんです。今日の参考資料2として、「公用文作成の要領」を出しているんですけども、先ほど申し上げた例で言いますと、8ページを御覧ください。これは前期の議論の中でも何度も出てきていますけれども、例えば、「第3 書き方について」の4には、「タイプライタの活用を期するため」とあって、和文タイプライタを想定しているわけですが…。

○鈴木(泰)委員

これは正にそうですね。だけれども、こんなことはもう余り議論しなくてもいいことであって、外せばいいだけの話だと思う。もっと具体的に書き方についてそういうことが、どういうところにあるのかということをお聞きしたいんです。

○氏原主任国語調査官

これまでに出示された意見で申し上げますと、例えば3ページに、「音読することばで、意味の2様にとれるものは、なるべくさける」とあって、例が4ページに「協調する」、「勸奨する」、「衷心」とか、こういう言葉が例として挙げられていますけれども、今では普通に使っているのではないとか、それから、その下の6に「漢語をいくつもつないでできている長いことばは、むりのない略し方をきめる」とありますが、ここに挙げられているような例も、このような省略をしたのでは、かえって分かりにくくなるのではないとか…。つまり「公用文作成の要領」の中で、そのようにした方が望ましいとされているやり方や、使わないとされているような語などが現実には定着してしまっていて、それをそのように変える必要がないのではないとか、そういったところが結構あるということですね。その辺りが現実には合わないということです。

○鈴木（泰）委員

「口語学校」なんていうのもそうでしたね。

○氏原主任国語調査官

はい。ですから、中身をもうちょっと、現在使われているような、今、実際に定着してしまったことは、それを前提として、その上で今だったらこのようにすべきであるとか、もっと現実に合ったものにしていこうという御意見が多かったということです。

○鈴木（泰）委員

分かりました。私の意見で申し訳ないんですけども、「公用文作成の要領」というのは戦後直後に出ていて、公用文が口語化して、まだ堅苦しい文語調が残っていて、それをどのように改善するか、その方法みたいなものを出しているという感じがするんですね。公用文は、こうあるべきだというような姿を出しているんだと思うんですが、もしここで見直すとなると、ここでこうあるべきだと想定している公用文のイメージというのかな、あり得べき姿みたいなものも、やっぱり考え直すということになるんでしょうか。

○氏原主任国語調査官

前回、参考資料1を詳しく御説明申し上げたんですが、今おっしゃったとおりで、この時の最大の課題は、戦前の漢字片仮名交じりで非常に分かりにくい文語体公用文を、どうやって、誰でもが読めて分かるような、分かりやすい公用文にするかということが最大の課題だったんですね。ですから、分かりやすい口語体の公用文に変えるということが、戦後の公用文改善事業の眼目だったんですね。

ところが、今になると、その部分というのは完全に、もう当然になっちゃっているわけですね。このような口語体の公用文が普通に使われているわけです。ですから、そもそも今回、見直すとする、あの当時は、戦前の公用文から新しい公用文に、そして、それが民主化の一つのあかしである、そういう時代背景の中で行われてきたわけですけども、今度はより現状を踏まえて、どのような公用文を目指すのかというのは、恐らくそこも、前期の議論では分かりやすさということが焦点になっていたんですが、そういう哲学と云うか、その辺の見直しということも併せて必要になってくるだろうと思います。

○鈴木（泰）委員

分かりました。

○林主査

よろしいですか。

○鈴木（泰）委員

もう一つは、実情に合わないといったときに、現在の公用文の実情というのを私なんかは余りよく知らないんですね。どのような問題点があるのかとか、その辺りについては、各省庁とか何かから意見とか、いろいろな何かが出ているのでしょうか。公用文そのものの問題点というようなことについてですが…。

○氏原主任国語調査官

これは関根委員いかがでしょうか。国から出される文書は分かりにくいというような声がよく聞こえてくるという話がありましたよね。

○関根委員

そうです。つまり要するに、いわゆるお役所言葉が分かりにくいというのは、新聞などにもしばしば投書などで来ているところでもありますし、私なんかも以前、日本語関係の連載で、そういうのをテーマにして取材をしたこともあります。

その現場の声なんかを聞いていまして、このアンケートにも出ていますが、分かりやすくすべきだというのは皆さんよく分かっているけれども、ではどうやったら分かりやすくなるのかという、方法と言いますか、そういうのについては悩んでいる。それもあって特に地方自治体の中では、独自の指針のようなものを作成しているという回答が多かったですよね。それはやっぱり地方自治体の努力の表れなのではないのかなと思います。

○鈴木（泰）委員

そうすると、正確な言い方ではないかもしれませんが、分かりやすい公用文を目指して戦後行われた「公用文作成の要領」の理想というか、目的というのは、まだ現在でも十分に果たされていないというふうに考えていいということでしょうか。

○林主査

公用文が十分、誰にも分かるようなものになっていないという点では、十分に果たされていないという言い方はできるというふうに、皆さん多分、お考えなのではないかと思います。昭和26年当時と現在とでは、やはり背景が違いますので、目指すところは全く同じではありませんけれども、ただ、公用文というのはどなたにも分かりやすく書かれるべきであるという、その前提は共通しておまして、そして、その前提に合わせたときに、実際としてそうなっているかどうかというところには、今おっしゃったように、まだいろいろ問題がある。

では、どういう内容にしていくかという具体的なところに入りますと、鈴木委員がおっしゃいますように、公用文の実態について、やはり研究する必要がありますし、皆さんの御意見もまた広く伺うという機会も作らなければいけないと感じております。ただ、今期について申しますと、具体的にこういうものの作り方の内容にまで踏み込んでおりませんので、実際にその案を作るということになりますと、つまり、その前提になる、いろいろな勉強や検討が必要になってくるだろうということは、おっしゃるとおりだと思います。

○鈴木（泰）委員

どうもありがとうございます。

○林主査

はい、どうぞ。

○関根委員

文語体から口語体への文体改革みたいなものはなされたと思うんですけども、その背景にある、分かりやすくするためというようなことについては、まだまだということなのではないかと思います。

アンケートにもありましたけれども、若い世代でも、やたらと堅苦しい言葉を使ったりするというような、記述がありましたね。

○林主査

最後の方に出ていましたね。

○関根委員

「～に資する」や「～方よろしく」というのを使ってしまうというのを見るだけでも、やはりいまだにというところではないのかなと思うんですけども。

○林主査

それでは、ただ今の問題に関係することが出てきましたら、またその時におっしゃっていただくことにしまして、ほかに御意見がありましたらお伺いいたします。論点1に関してほかにかがででしょうか。

○東倉委員

公用文作成の、作成する方法に対してアンケートを取っていただいたものですね。非常にこれ、よく分かると思いましたが、作成する方は、極力分かりやすさを意識して書いているつもりなんです。しかし、受け取る方にとっては分かりにくいという現実がある。参照しているものとして、用字用語とか送り仮名とかというようなものの範疇^{ちゆう}を超えて、分かりやすさというものを全体に目指すような指針というのが是非必要なのではないかというのが、これから見て取れるものだというふうに思われて、これはそのように受け取ると、見直しの必要性は大いにあるなど意を新たにしました。

○岩澤委員

前回、私は社会的な要請の明確化ということを発言させていただいて、ここにこういう形で6項目出していただいて、かなり重さが違うと言うか、1から6が同じ重さではないというふうに私は見ました。

私の手元に、実は、ある市の公文書の見直しというので、「分かりやすい公文書を目指して」というのがあるんですけども、かなり県や市町村の部分で、命令的な押し付けがましい言い方をやめまじょうとか、古めかしい言葉はやめまじょうとか、実際に、これ、実は平成18年に、ある市が作ったものなんですけれども、現実問題として、県や市町村の方が進んでいる部分もあるわけですね。

見直しをしないというのはさっき答えが出てきた部分もありましたけれども、市町村のレベルでは結構、公文書の要領とか、なるべく分かりやすいものにしまじょうということとで実際に取り組んでいるケースが非常に多く出てきているわけです。そういう意味では、国が今からやるというのは遅いぐらいかもしれないということだと思います。基本的に、分かりやすい公用文というのを目指さなければいけないということについては、余り議論の余地はないのかなと思っているんですけども。

特になぜそれを目指さなければいけないのかということと言うと、我々のこの委員会としては、やっぱり公用文というのはさっき国家公務員というお話がありましたけれども、現実に都道府県や市町村は、それに沿って作っていますよね。やっぱり影響力が非常に大きいということで、分かりやすい日本語の「表記」という、これまで御意見が非常に出ていますけれども、「表現」と私は言いたいですけれども、話し言葉も含めて、分かりやすい日本語の表現を推進するという大きな目的の中で、その象徴として、公用文の見直しに取り組んだらどうかなど。

これは、これまでも様々な意見がここに出ていると思いますけれども、それがやっぱり第一かなと。この(1)の部分が最も重い理由かなと思うんです。現実に関わなくなっている部分の改定は、それは当然行えばいいということなので、なぜ見直すんですかということ言えば、この(1)ですということ。

後は、(6)をどう考えるのかというのが、私としてはまだ、この委員会がこれをやるべきなのかどうかというのは、むしろ御専門の方の御意見を聞きたいなというところなんです。

それで、先ほど(4)については若干、何かおっしゃいましたが、これは全体に分かりやすい公用文を作っていくという中で、我々が意識していればいいことかなと。わざわざうたわなくても、確か出久根委員も前はかなり強調されましたよね、この部分は。と思うんですが、ここの部分を共通の認識を持っていれば、別にこれを理由に掲げる必要はないのかなという感じがいたしました。以上です。

○林主査

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。方向性としては、見直しが必要だという点については御異論はないように承りました。それをどのように説明すると言いますか、明文化するかということになりますと、それをどのように表すかという点については、岩澤委員がおっしゃったことが、恐らく最も中核になるのではないかなと、伺っていて感じましたので、もし、そういう方向性で特に御異論がないようでしたら、論点1につきましては、大体この辺りを共通認識として、以後、深めていくことにしたいと思います。いかがでしょうか。

(→ 委員会了承。) ありがとうございました。

それでは、論点1についてはこれで終わることにいたしまして、その次、これは具体的な検討に入るときには大事なことですけれども、新要領で想定する対象者の明確化ということでございまして、以下に三つの立場が並べられております。

- (1) は、対象者を国家公務員に限定して考えていくということで、結果的に、それがどのように影響するかということとはともかくとして、国家公務員を直接の対象にするということでございます。
- (2) は、一般実用文書の作成にもそれが利用されるということを想定しつつ、しかし国家公務員を対象とするという、順序を逆に言えば、そういうことになると思います。
- (3) は(1)、(2)とかなり性格が違っていて、一般実用文の作成者を想定して作成する。中核は、国家公務員が作成する文書を、その中核部分には想定するとしても、実際には、一般実用文の作成者というものを広く念頭に置いてということになるだろうと思います。

ということですが、この辺りについてはいかがでしょうか。

○鈴木(一)委員

(1)と(2)ですけれども、多分ここで議論して出来上がってきたものをどのように位置付けるかとか、どのような手続で話を進めていこうかといったときに(1)と(2)の違いが恐らく出てくるんだらうと思うんですが、途中の検討段階では(1)と(2)の区別というのは、今その段階ですけれども、私は余り意味をなさないような気がします。といいますのは、要するに国家公務員の皆さんの文書が、例えば省庁の中だけでやり取りされている文書って、もちろんあるとは思いますが、それでしたら多分、一般の実用文というのは、恐らく意識しなくていいと思うんですが、そうじゃない文書も恐らく多い、数はちょっと分かりませんが、いずれにしても、一般の方に対して発信する文書というのも必ずありますね。

そうしますと、これが一般実用文と余り掛け離れてしまっただけかというのが、今の問題点として出てきているわけですから、一般実用文と国家公務員の皆さんが使う文ということについて議論するのに、余り違いを意識しては逆にいけないのではないかという気がしますので、範疇としては、あえて言うなら(2)、つまり一般実用文を多分に意識しつつ、国家公務員の皆さんがこれを基準として使用する。

一般の人まで、これにフォローしろという権限は、最初からないわけですから、ということで、中身は多分に一般実用文を意識したということで行かないと、分かりやすい指針にならないのではないかという気がしますので、今の段階では、特に(1)、(2)というのは余り意識しない方がいいんじゃないか。

私の意見としては、どちらかと言いますと、やはり公用文として一つの形を作った方がいいのではないかなと思います。それは前からもお話し申し上げた、共通のルールに基づいた文書、つまり、受け手と送りが共通のルールでやり取りできるという指針が必要だと思いますので、そういう意味で、ここで今、分かりやすいように見直しをとというふうに持っていった方がいいような気がいたします。

○出久根委員

要するに公用文なんていう名称がやっぱり良くないんだらうと思うんですよ。一般実用文という言い方もちょっとおかしいと思いますし、公用文も実用文も、みんな同じなんですよね。特別にお役所で発するから公用文という考え方自体がおかしいと思うんですよ。要するに意味が通じるか通じないかであり、つまり、人間の上下関係を作らずにやり取りできるような文章を考えればいいわけですよ。

それはまあ、理想ですから、ここでいきなり公用文を外せと言われても、とてもできないかもしれませんが、根本的な考えというのは、要するに、誰もが意味が通じて、用が足せるという文章を作ることなんです。ところが今、いわゆる公用文というのは、人間の上下関係で言うと、何かこう、一般の人たちを見下すような物の言い方というのがまだ残っている、それは感じられるんですよ。実際に、例えば社会保険庁なんかから来る通知とか、それから国民年金なんかも、満期になって受けられますよなんていう、ああいう文書を読みますと、一体、一般の我々が、お年寄りの人たちはこれで分かるんだらうかというような書き方なんです。ものすごい分かりにくく書いているんですよ、わざと。それはそうなんです。年金の年齢が来まして、年金を受けられますよという、本人が申告しないと分からない、駄目なんです。それははっきり最初から書かなくてはいけないことですよ。お年寄りなんて、満期があるなんて忘れちゃいますよ、65歳の満期なんていうのは。それを自分が申告しなければ受け付けないというような意味のことを実に回りくどく、本当はその文面をここに持ってくればよろしかったんですが、今後、私どもの話し合いの中で、やっぱり実例というのをここに置いておいて、こういうところがおかしいですよというのをやらないといけません。

とにかく改革は必要です。いまだにやっぱり分かりにくいし、物の言い方が非常に無礼な言い方ですよ。一等最初に話しましたように、手紙の場合でも、「○○殿」というのは今時おかしいんじゃないかと私は言いましたけれども、何様であろうと。やっぱり役所のそういう根性というのはいまだに残っていますよ。だから、我々はこれを改革するというので、その根性を改革するということですので、それは文面じゃないと思うんですよ。だから、手引なんていうのは、私は、そういうのは瑣末なことであって、そんなものは、文面なんていうのは必要ないと思う。要するに意識の改革ですよ。これさえできれば後はもうお役所で出す手紙であろうが何であろうが、我々が普通の人に出しているような手紙と同じレベルの、用が足りればいい。しかも失礼でないようにというのが根本的にあればいいという、ここですね。

ここだけの話ですけども、これ速記取りますから、ちょっとまずいんですけども、私はやっぱりお役所意識というのがいまだに抜けないというところがあると思う。先ほど岩澤委員がおっしゃいましたように、地方では、やっぱりみんな顔見知りですから、その点では非常に、ごくごく普通のお役所というよりも、そういう意識が薄れていると思うんですね。非常にいいことなんです。だから、地方のものを中央に持ってこなければ駄目なんです。中央がまずいんですよ。改革すべきは中央なんです、中央省庁ですね。

漢字小委員会の時、法制局からいわゆる法律用語の漢字が出た時にやっぱり駄目だなと思いました、私は。その時は言わなかったですけどもね。やっぱり法律用語の「禁錮」だとか、そういう言葉は残してほしいという。本当にそんな言葉こそ改革しなきゃ駄目ですよ。一般の人には分からないですもの。だから、特殊な用語を残す意識というのがあるということは、私はまだやっぱり駄目だなと思いますね。

ですから、私は、今、目指すことは、良いお手本を作るというよりも、理念を皆さんに浸透させたい、それだけでいいと思うんですよ。手引書なんていうのは、あんなものは別に今直したって、時代が変われば、また変わらざるを得ないですし、このアンケートで見ましても、昭和27年の手引書を使っていること自体が、これを一つの参考にしてること自体が、私は、へえーと思いましたけども。こういうところは、まず駄目だと思いますよ。明らかに27年の手引書というのは古いわけですから、これはやっぱり改革すべきですよ。そう思います。

○林主査

ありがとうございました。おっしゃることは非常に大事なことで、言葉というのは口先だけ、あるいは文字面だけで相手に伝わるものではありませんので、やっぱりそれを使う人の気持ちや意識、姿勢というのは非常に大事で、そこが変わらなければ、なかなか全体が変わらないということは、おっしゃるとおりだと思います。

そういうことを、さっき岩澤委員がちょっと具体的な、ある市の作成要領ですか、お示しいただいた、ああいうものを広く参考にすると、その中に、やっぱり大事なことは幾つも出てくるような気がしますね。誰かが作って、与えるよりは、そういうものを参考にしていけば、非常に皆さんに共感してもらえると言うか、広く支持を頂けるようなものになる可能性はあると思います。これを具体的にどうするかは、次期ないしはそれ以後の問題ではありますけれども、将来に向けて考えを深めていくのに、大切な御指摘をいろいろ頂戴していると思います。

ほかにどうですか。どうぞ、影山委員。

○影山委員

2番の項目の立て方自体が対象者の明確化ということになっていますけれども、言葉というのは、話す人と聞く側、書く側と読む側、発信者と受信者がいます。必ずそのセットで考えないといけないわけですね。お役所の中だけで、つまり専門家の間だけでというのであれば、それぞれ専門家ですから、いわゆるお役所言葉が飛び交っても全く問題ないわけですから、受信者と発信者がお互いに専門家だ、お役人だという場合には、何も考える必要はなくて、発信者が役所で、受信者が一般国民の場合、今、出久根委員が言われたような、その場合の分かりやすさですね。それは、これまでいろいろな訓令集などで書かれているような漢字の使い方とか片仮名の使い方ということではなくて、言葉全体の意味の伝えやすさということになってくるかと思えます。

ですから、2番の項目の立て方としましては、私としては、使用者、書く側だけを明確にするということになっていますけれども、結局、書く側が誰に読んでもらうかというところが大切なので、それは一般実用文というのとはちょっと違うかと思えますけれども、お役所が一般国民、市民に発信するときの言葉遣いというふうなことになるのではないかと思います。

そうしますと、3番のところまで立ち入ると、これは一般市民の言葉まで統制する、言語統制ということになって、これは大変危険なことになってしまいますので、繰り返しますが、2番としては、発信者と受信者を明確化するということで、方向はいいのではないかなと思います。

○林主査

おっしゃるように、確かに書き手が幾らそう思っているとしても、相手にそれが伝わらなければ全く言語として機能しないわけですから、併せて受信者の側も明確にして、この目標をはっきりさせるという御指摘は、おっしゃるとおりだと思います。

そういうことで言いますと、受信者の方は一般国民ということであり、それに向けて、文書を作成する側も、どの辺りに焦点を置いた作成要領にするかという、方向性としてはそういう方向性だろうと思えますので、ただ今の御意見に関連して、何かほかにお考えがありましたら伺いたいと思えますが、いかがでしょうか。

○影山委員

今の続きで、これは記録に残さない方がいいかもしれませんが、役人だけではなくて、政治家の言葉が分からない。そこが一番ポイントだと思うんです。政治家の方も元々は、一般市民だったわけで、ああいう言葉は使わなかったはずなのに、霞が関に来ると、いつの間にかああいう言葉になってしまっている。その部分が非常に問題で、それをそのまま専門家の、政治家とお役所の間で使っているのならいいんですけども、それを受信者が一般市民なのに、それをしてしまうから分かりにくくなっている。

その点で政治家にこれを当てはめるといことは難しいでしょうけれども、そういったことも含めて考えていかないといけないかなと思います。

○林主査

おっしゃるとおり問題を広く捉えて、それから焦点を絞っていくという考え方は非常に大事な御示唆だろうと思えます。

非常に分かりにくい言葉というのは一杯ありますけれども、その背後には分かりにくい考え方というのもありますので、言葉だけ分かると全部考え方も分かるかというところ、そうも行かない…。このようなことを言っていていいのかなと、今しゃべっていて気になったので、このことについてはもうやめますが、しかし、影山委員のおっしゃる気持ちは非常

によく分かります。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、関根委員。

○関根委員

(3)は、もしかしたら私の意見から出てきたのかなという気もしましたので、ただ、これは元々(1)のような形で作ったものが、結果的に広く使用されればいいという希望があったものですから、そのところを、希望をちょっと前のめりに述べたようなということで受け止めていただければと思うんです。要するに、結果的には、どの立場で作っても違うものができるのはおかしいのではないのかなという気がします。何人もの方々から御意見が出ているように、公務員だけの世界で通じる言葉というのはそれがそもそも批判を受けているわけですから、結果的には同じものができるはずだと思うんですね。趣旨としては、出久根委員が言われることとも通じるんですけども、要するにここで対象者と言うか、使用者を明確化するというのは、国家公務員とするということから、一般国民へというのを明確にすることで、言ってみれば、公として範を示すというような意味付けからすれば、むしろ名称と言いますか、立場としては、(1)のような形の方がむしろいいのかもしれないというふうにも思います。

○林主査

ありがとうございました。ほかに、どうぞ。

○内田副主査

今まで出ていることとございますけれども、影山委員がおっしゃったとおり、私も対象者イコール使用者ではなくて、やっぱり書き手と読み手というように入れていただいて、それは、公用文そして、それを読む人々というような感じで、その人たちが分かりやすくというようなことで、言葉の統制ではないというニュアンスを入れるために、公用文作成や表記のよりどころであるというのを明確にしていく。

先ほど岩澤委員が、平成18年の文書を幾つか紹介してくださいましたけれども、あれは明らかにその市、あるいは町村の読者を想定した表記、提案ですよ。ですから、そのような書き方で作っていけば、統制というような印象を与えないのではないかと、そんなふうに思います。

○林主査

御意見を伺っておりますと、例えば(3)に関しては、先ほど影山委員がおっしゃいましたし、それから、関根委員のおっしゃることも重なっておりますし、ただ今の内田委員も同じですが、どうも統制的など言いますか、一般実用文の作成の方法ということになりますと、統制という言葉がくっ付くと、何か基準を押し付け過ぎるという印象を持たれるおそれはあるし、それがまた適切かどうかということにつきましても議論が必要である。

それから、(1)、(2)につきましては、先ほど鈴木委員がおっしゃいましたように、確かに国家公務員を対象として作っても、それは、影響する範囲はおのずから、ある程度広がりを持ってくるだろうということになりますと、国家公務員の作成する文書として、国民の誰もが分かりやすいような方向を目指した作成の要領というものができれば、おのずからそれがお手本にされる可能性があるし、それが広がっていけば、自然な形で皆さんにそれが受け入れられて、言葉、こういう文書そのものの改善が進むということもございますので、(1)、(2)はあえて区別しないで、国家公務員が作成する文書を国民の誰もが分かりやすくという方向で、そういう文書の在り方を追求していったときに、どうい

作成の要領ができるか、そういう方向で具体的な話を進めていきたいと思いますが、そのような方向でよろしゅうございますか。(→ 委員会了承。)

ありがとうございました。それでは、2につきましてはそういう方向で、更にこの後、議論を深めていくこととさせていただきます。

3番目の論点ですが、ただ今の2と密接に関係しておりますので、この辺りについてはいろいろな御意見が頂戴できるのではないかと思います。また、頂ける御意見に関係する事項もかなりたくさんございますので、そういう点では、広範なディスカッションになるのではないかなと思います。新要領で示す内容や範囲の明確化ということで、まず最初の事項ですが、内容に関して、(1) 公用文の作成に必要なものを中心とした内容とする。それから(2)の、一般実用文を作成する場合の基本を示す内容とする。このような二つの大きな方向性が考えられます。それから、範囲で申しますと、例えば(1)、これまでの「公用文作成の要領」の範囲で作成する。(2)は、これまでの「公用文作成の要領」の範囲を変更するということになりまして、これは上の(1)、(2)と下の(1)、(2)との間の組合せは、また考える必要がありますので、この辺りが、これから検討を深めるというか、この点についてもかなり焦点を当てていかなければいけない点になるだろうと思います。これから論点3の議論に入りたいと思いますが、その前に、事務局の方で何か確認しておきたいところはありませんか。

○氏原主任国語調査官

論点2のところ、発信者のことだけでなく、受信者のことも考えるというのは(1)から(3)の、どの立場を採っても、相手が誰かによって、文書の書き方が変わってくるわけですから、ここには受信者という言い方は出していませんが、それは当然のことだと考えております。ただ、ここで意識していたのは、例えば、常用漢字表などでは、(1)を見ていただくとお分かりのように、「新聞、雑誌、放送など比較的公共性の高い一般の社会生活で使われる文書」ということで、それを「一般実用文」と言っているわけです。ですから、(3)も全ての人にというのではなくて、今、国語施策として示されている、常用漢字表でも、現代仮名遣いでもみんな同じですけれども、実際は、法令、公用文書というのがその前に入って、「法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において」というような言い方になっていますが、その文書作成版を作ればいいんじゃないかというような御意見がこの委員会でも出されていたわけで、それを念頭に、この(3)は記述しているわけですね。

結局、論点2については、現行の国語施策として示されている常用漢字表だとか、現代仮名遣いだとか、送り仮名の付け方だとか、何でもいいんですけれども、そのような国語施策として示してきた範囲のものではなくて、国家公務員というところにかかなり限定した形を基本にするというような理解でよろしいのでしょうか。

○林主査

そうですね。その点については、もう一度、皆さんのお考えを確認しておいた方がいいですね。

先ほど関根委員の御発言をお聞きすると、国家公務員が作成する文書に対して、分かりやすさを追求していけば、それはほかの文書にも当てはまるどころが多くなるだろうというか、ほかの文書にも当てはまるだろうという意味で、直接の作成要領としてお示しする対象は国家公務員であっても、自然にそれが一般に広く受け入れられるような性格のものになるのだろうというような御趣旨の御発言だったと理解いたしますが。

○関根委員

ですから、国家公務員のための文書の要領が出来たとして、それが余りに一般実用文と掛け離れているというのはそもそもおかしいと思うんですね。ただ、ですから、これから内容を詰めていく中で、例えば何か用例を入れていく。それで用例は、文書通達みたいな省庁が出すものを用例とするという点では、そういうところでは問題になってくると思うんですけども、どうなんでしょうか、今、そこまで明確にはっきり分けていくべき…、今の時点で、むしろもうちょっと内容を、どんな内容というか、項目をやっていくかというところで、その辺りが、これは厳密に国家公務員対象としないとおかしいということにはなるのかもしれないけれども、どうなんでしょうかね。

○林主査

多分、基本的に、さっき出久根委員のおっしゃったことが前提なんですけれども、基本的な考え方は恐らく共通すると思うんです。関根委員のおっしゃるように、国家公務員の作る公用文だけに当てはまって、ほかに当てはまらないというようなことは、分かりやすさという点から言うと、そういうことは考えられない。

ただ、具体的な内容になってきますと、どこにどのような具体例を挙げて、例えば用例を示していくかということになると、一般実用文と、国家公務員の作成する文書との間には違いが出てくるということもあり得るので、その辺りについてはもう少し具体化を進めていく過程で判断せざるを得ないところがどうしても残ってしまうだろうと思いますけれども、その辺りにちょっと、今、完全に我々一人一人の認識を一致させにくいところがあるのではないかなと思います。

恐らく国家公務員の文書であろうが、一般実用文であろうが、基本的な考え方は全く同じで、考え方としては、出久根委員のおっしゃったような、誰もが分かる、しかも失礼のない、そういう言葉遣いということがベースである。

どういう事項でどういう具体例を取り上げるかということになりますと、一般実用文の場合を想定して、挙げられる事例って非常に重要な意味を持ちますので、抽象的な説明よりも、具体的な事例をよりどころにするということが、実際には、よく行われるだろうと思いますけれども、その辺りになると、さっき氏原主任国語調査官がおっしゃったようなことを明確にしていく必要が出てくるだろうと思います。

○関根委員

そうすると、現実問題としては、いきなり一般実用文まで広げてやるというのは、ちょっと難しいと言うか、例えば今、いろいろな国語施策、告示類が出ていて、それらは、今まだばらばらの状態ですよ。そういうものもまだまとまっていない段階ですから、例えばその中の一つとして、今回は公務員対象の公用文というものを作って、将来、国語施策として、そういうものも含んだ、広い実用文の書き方みたいなものを作りたいなと思いますけれども、現実問題としては、事例なんかも限定した形で選んでいく方がやりやすい。しかも、一定の範を示すという点では、その方が有効ではないのかなと思います。

○出久根委員

関根委員がおっしゃるように、まず実例が欲しいんですよ、本当言いますと…。実例集があればいいんですよ。こういうところが分かりにくいんだというのを検討するだけで、大分いいんじゃないですか。

だから、その実例、分かりにくさとか、例えば公用文のこういうところが駄目なんだという、それをどのようにして集めるかですね。それさえあれば検討できると思います。

○林主査

分かりました。どうぞ、納屋委員。

○納屋委員

「公用文作成の要領」の見直しということで始めていますので、「要領」という言葉を使っていれば、やっぱり国家公務員というところに縛られていることは当然だと私は考えます。ですから、取り上げていって、これでやっていくなれば、やはり使うのは、限定的に言えば、国家公務員というふうに頭に置いてやる必要があるだろうと思いました。

ただ、今日のお話の中で、岩澤委員からも、地方がやっているのに、国がやっていないというのは、逆に言ったら、お叱りみたいな形になっているわけですね、これはもう怠慢以外の何物でもないというような感じで…。地方の方が自由にやっている。そうすると、省庁内にもアンケートを、国のレベルでもってアンケートを取られているということは、これの見直しを、こうやっておいて行わないということがあるんだろうか、というふうに考えてみると、やっぱりやるんだろうなと。これは現に時代に合わないものになっていると分かっている。それを、アンケートも取っていて全然やらない、変じゃないかなと思うわけですね。

だから、そのプロセスからしましたら、やはりやるんだろうけれども、やるとしたときに、どこの範囲までかということがあって、先ほどの岩澤委員のお話は、私は大変重要だと思って受け止めているわけですね。現行のものが、結局のところは、「公用文を、感じのよく意味のとおりやすいものとする」という、書き手の側から書いているわけですね。ところが、分かりやすいというのは、受け手側のことですね。受け取る人が分かるということを目指すということになるから、本当のことを言うと、全然違うことを言っているんだと思っているんですけども、それを実現するというのは、どういう方法で、具体的に用字用語の選択の方法なのかとか、ということを行っているんですね。

一方、アンケート。これはすごいアンケートだなと私は思って、見せていただいているわけなんですけれども、国レベルでないやっぱり載せられないものというのがあるだろうと思ってまして、それは前回の議事録にもある、東倉委員もおっしゃっておられる、それから林主査もおっしゃっておられるんですけども、情報化の時代の中で、こういう時代だから、正直なところ「公用文作成の要領」なんか、なくてもやっているじゃないかということで、ちょっと変な気がしているわけですね。

つまり、研修ってどうやって、行われているんだろうか。初任者が入ってきたら当然、それは国民のために、国家公務員の方々は、これについてやっているということが大前提になっているんだと思うんですね。だから、その辺からすると、実は「、」でやっていなくて「、」になっている。句読点の点（、）を使っていた。結局のところ、コンピューターに頼っちゃっているんじゃないかなと。それが実情なんじゃないかなと思えるわけです。

だから、この前の時に東倉委員もおっしゃっておられたんですけども、これだけ手が滑るような形でどんどん物が変わっていく。つまり、手書きから謄写版みたいに、ガリ版を使ったりとか、和文タイプを使ったりとか、ワープロと言っていたのがワープロ専用機になっちゃったとか、どんどん機械が変わるから、その中で、手が滑っていかないような在り方というの盛り返しておく必要はないだろうかというのが、もう一つの点で、実は隠れていることだと私は思っています。

ですから、分かりやすい公用文の書き方というんですけども、書き方なのか、要領なのか。実はこの前の委員会の時も、私、持ってきているんですけども、文化庁が出してくださっている『公用文の書き表し方の基準（資料集）』、これとどういう関係になるんだ

というふうに私なんか思いながら、いるんですね。ということを感じていますので、基本的には、やっぱり国家公務員、ここからスタートなんだと思っています。

○内田副主査

ということは、(1)ということですね。

○納屋委員

はい。

○林主査

氏原主任国語調査官、先ほどおっしゃったことについて、大体、皆さんのお考え、どのようにお受け止めくださったでしょうか。

○氏原主任国語調査官

やっぱり(1)ということなんだと受け止めました。それから、もう一つは、中身との関連があるので、もう少し話を詰めながら、そこの関係をもう一度きちっと考え直していく必要がある、そんなふうを受け止めました。

○林主査

よろしゅうございますか。先ほどのことは…。

○氏原主任国語調査官

はい。さっき確認したかったことは、(3)というのは、先ほど関根委員からの御意見で初めて分かりましたけれども、ちょっと前のめりにおっしゃったということで、これはこれまで御意見としては出ていなかった、そこをどう考えたらいいのかきちんと確認しておきたかったということです。

公用文というよりは、むしろ実用文という形で、もっと範囲を広げていったらどうかという御意見が出され、東倉委員からも、日本語の文書を作成するときの基本になるようなものがないから、そういったところをきちっと分かるように示していく必要があるとか、それから、国語総合の授業をやるときにも、例えば「したがって」というのをどう書くのかとか、そういう何かよりどころになるようなものが必要なのではないかということで、かなり広げていった方がいいというような、前回そのような御意見が幾つか出ていたものですから、その辺りについてはきちっと、この小委員会としての立場を確認しておく必要があるのかなということでお聞きしたわけです。

○林主査

分かりました。

それでは、ただ今のことも直接関係しますので、先ほどに戻って、論点3について、御意見があったら伺いたしたいと思います。

今の辺りがだんだん固まってきましたと、論点3についても、それに連動して考え方が決まるのではないかなと思いますが、例えば内容の方で申しますと、(1)か(2)かということになると、やはり公用文の作成に必要なものを中心とする。ただ、公用文の作成に必要なものと言っても、必要なものの範囲はどういうことになるか、これはかなり具体的な議論をしていかないと、余りはっきりしてこないということで、方向としては、(1)か(2)かといったら、(1)だろうなと思います。

それから、範囲ですけれども、これはなかなか難しく、多分、今までのお話を伺っていますと、(1)の、これまでの「公用文作成の要領」の範囲で作成するというふうには、はっきりと、言わば制限をしてしまうということは、恐らく現実的ではない。では、これまでの「公用文作成の要領」の範囲を変更するというふうには、はっきり言おうとすると、どうも見直しをきちっとした結果を踏まえないと、なかなか断定的には言えないということがあるので、方向性としては(2)なんですけれども、(2)は、実際に見直しをしながら、恐らくおのずから変更することになるんだろうけれども、変更の範囲を考えていくということかなというふうには、私は今、いろいろな御意見を伺いながら考えました。

今、私の解釈を申し上げましたが、この点について、何か御意見がありましたら、是非お伺いしたいと思います。

○鈴木（一）委員

先ほどのアンケートの御説明の中の8ページ、付問1のところで、実際に(ア)を答えられた、それから(イ)を答えられたという省庁、都道府県の皆さんが多いですね。そうなりますと、今、林主査がおっしゃったように(2)で少し踏み込んでというようなことにもなるのではないだろうかという気がいたします。

○林主査

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○内田副主査

林主査のおまとめでいいと思うんですが、やっぱりこれが「1, 0」の書き方になっているので、(1)、(2)とも相互排他的になっていますので、中間と言いますか、「公用文作成の要領」の範囲から出発して、結局、一般の読者も分かりやすくとすると、多分その範囲を超えることになるだろうという、そのような中間ですね。言わば1ダッシュというような形になるのではないかと思います。

○林主査

そういうことですね。今のおっしゃり方の方がもっとお上手で、私もそういう考えで申し上げましたので。

ほかにいかがでしょうか。(→ 挙手なし。)

それでは、一応、今日の予定の協議につきましては、これで終了させていただきます。論点1, 2, 3について、それぞれ御意見を伺いまして、かなりはっきりとした方向性が出てきたのではないかと思いますので、これからそれに沿って、更にまたいろいろ考えてまいりたいと思います。どうぞこれからも是非、いろいろとお知恵をお示しくくださいますようお願いいたします。

少し時間が早うございますが、それでは、本日の国語課題検討小委員会は、これで閉会とさせていただきます。長時間どうもありがとうございました。